

2016年度期成会活動方針

1 今、正に憲法が危ない

期成会2016年度「私たちの政策」は、「立憲主義を取り戻す」と謳い、憲法に反する安全保障関連法制が成立したことを危惧し、その廃止を目指して運動することを提起している。

現在、安倍政権は本年7月の参院選で3分の2以上を確保し、明文改憲に突き進もうとしている。これは平和主義・基本的人権擁護・民主主義を基調とする憲法を否定するものである。「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」弁護士として（弁護士法1条）、決してこれを許してはならない。

今、私たちの憲法は、正に危機を迎えているのであり、明文改憲阻止とともに安全保障関連法制廃止を目指して全力を尽くすべきである。

加えて、私たちは、基本的人権擁護、民事司法改革、刑事訴訟法等改正、法曹養成・法曹人口、弁護士の財政基盤確保等さまざまな課題を抱えている。これらの課題については、多様な意見があるとともに、私たちの目指すものが直ちに実現できるものではない。期成会は、これらの諸課題についての政策検討をより進め、他会派をもリードするような政策を確立し、その実現に向け進めて行くべきである。

2 弁護士自治の堅持を

弁護士の増加と多様化が急激に進む中で、弁護士自治の重要性に対する認識が薄れてきており、ごく一部とはいえ強制加入制の撤廃を訴える会員もできてきた。しかし、弁護士自治は、弁護士が国民ひとりひとりの権利を守る活動を行なうための制度的保障であり、堅持していかなければならない。

あわせて、弁護士自治を支えるのは国民からの信頼であり、それを維持していくためには弁護士の不祥事を防止する必要がある。そのために、東弁は、①依頼者対応などの研修プログラムや倫理研修の充実、②会員サポート窓口などカウンセリング事業の積極的な利用促進、③市民窓口への苦情などを端緒とした調査と対応、④非弁提携対策本部の活動を中心とした被害拡大防止などを行

っていく必要がある。期成会は、こうした弁護士会の活動に協力するとともに、会派内での相談活動や会員相互の支援など、きめ細かな活動を行うべきである。

3 具体的課題への取組み

(1) 安全保障関連法制廃止，明文改憲の阻止

安倍内閣は、2015年9月19日、多くの国民世論の反対があるにもかかわらず、平和安全法整備法及び国際平和支援法（いわゆる安全保障関連法制）を強行採決した。

本年3月の施行を受け、これから多様な動きが想定されるが、今後、自衛隊の活動がどのように変わっていくのか検証を深めつつ、これら憲法に反する法律を廃止すべく、期成会独自の活動を展開することはもとより、他会派とも協力し、東弁、日弁連の活動に結集して、憲法の危機を乗り越えていかなければならない。

更に、本年7月の参院選次第によっては、初めての改憲発議がなされる状況にある。今狙われている改正（創設）条項は緊急事態条項であるが、これは国民の人権を著しく制限する極めて危険なものであり、これら緊急事態条項を含む憲法改正発議がなされないように、弁護士会として大きな反対運動を作り上げていく必要がある。

(2) 基本的人権擁護に向けた取組み

ア **ヘイトスピーチ**は人種差別行為であり、許されない。他方、この問題に対する対応は、表現の自由にも配慮する必要があり慎重さも求められる。東弁は公共施設の利用に関するパンフレットを発行しているが、一般市民のヘイトスピーチに対する関心をより高めるための活動に取り組む必要がある。

イ **東日本大震災**から5年が経過したが、いまだ多くの避難者が存在するなど、復興とはほど遠い状況にある。適切な生活環境確保・補償がなされるべきであり、法律家としてこの問題に取り組む必要がある。

ウ 「教育再生」の名の下に、道德教育の教科化など**教育**の管理統制が推し進められようとしており、この流れを押し止める取組みが求められる。また、いじめ被害も後を絶たないのであり、いじめをなくす運動に取り組んでいく必要がある。

エ 2015年、雇用が著しく不安定となる労働者派遣法「改正」が成立し、新たな労働時間制度を定める労基法改正案（「定額働かせ放題」法案）

が継続審議となっている。このような**労働法制改悪**に反対し、人間らしく働くための雇用環境の実現を求めていく必要がある。

(3) 司法改革問題に向けた取組み

ア **民事司法改革**については、証拠収集手段や判決・執行制度の拡充などで議論が進んでいるが、「市民のため司法」という見地から積極的に検討・提言をしていくべきである。

また、権利保護保険の普及・拡充は、市民にとって有益であるとともに、弁護士の経済的基盤確保にもつながる。その普及・拡充のためには、事件の引き受け手となる弁護士の質（専門性を含む）を向上させるとともに倫理性を高め、保険利用者の市民から真に信頼される存在となることが何よりも必要である。弁護士会は、弁護士の専門性等の確保のために、研修などなお一層の取組みをしていく必要がある。

イ **刑事司法**については、裁判員裁判に弁護人が適切に対応できているかという批判もあり、研修等の更なる充実が求められる。また、刑事訴訟法等改正案は通信傍受・司法取引・刑事免責が被疑者・被告人の人権を不当に侵害しないか監視する必要がある。

ウ **法曹養成**については、司法試験合格者を1500人程度とし、法科大学院修了者の7割程度が合格できるよう、法科大学院の定員適正化・統廃合が図られるべきである。法科大学院設立の趣旨にそうよう予備試験の在り方も考えるべきである。加えて、司法修習については、経済的給付をすべきであるとともに、1年という期間でも充実した修習ができるよう弁護士会の更なる努力が望まれる。

(4) 弁護士会のあり方等

ア **法律相談センター**は赤字が続いているが、市民アクセスの拠点でもあり、いたずらに撤退とすることなく、改善のための努力を進めていくべきである。

イ **若手会員**にとっては、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、会費納入開始時期を修習終了後6か月経過時に変更するなどの措置が取られているが、相談枠の優先的な割り振り、研修可能人数の増大などが検討されるべきである。

ウ その他の分野では、男女共同参画の一層の推進，都市型公設事務所のあり方の検討（機能の評価，任期制の検討など），不祥事対策などを進めていく。

エ **若手の会**は，明日の期成会を担う組織である。若手が増加する中で，その活動は活発化しつつある。期成会の政策を実現していく上では若手の力を抜きにしては考えられない。期成会と若手の会との交流や意見交換を密に行い，若手の会の成り立ちや意向を尊重しつつ，重要な局面では一体となって活動していく必要がある。

3 楽しい会派活動を

会派活動が任務化・義務化したのでは活発な運営はできない。任務化・義務化しないためには，みんなで会派活動を分担していくシステムを作ることが重要であるとともに，楽しい活動も求められる。

例年行われる夏合宿が今年度も有意義な企画となるように努めるとともに，懇親会や文化鑑賞・ワイン試飲・酒蔵見学など，多くの会員が参加したくなるような楽しい企画を進めていきたい。

以 上